

不妊強制 国は争う姿勢

仙台地裁 旧優生保護法で初弁論

旧優生保護法（1948～96年）下で知的障害を理由に不妊手術を施された宮城県の60代女性が「重大な人権侵害なのに、立法による救済を怠った」として、国に1100万円の損害賠償を求めた全国で初めての訴訟の第1回口頭弁論が28日、仙台地裁（高取真理子裁判長）で開かれ、国は請求棄却を求めた。



仙台地裁に向かう原告側弁護団ら（28日午前）

旧優生保護法を巡る経過	1948年▶「不良な子孫の出生防止」を掲げた旧優生保護法施行
	96年▶障害者差別に該当する条文が削除され、母体保護法に改定
	2004年▶参院厚生労働委員会の答弁で坂口力厚労相（当時）が強制不妊手術の問題点に言及
	15年6月▶宮城県の70代女性が不妊手術を強いられたとして日弁連に人権救済を申し立て
	16年3月▶国連女性差別撤廃委員会が、強制手術対象者が救済を受けられるよう日本政府に勧告
	17年2月▶日弁連が「国は被害者に対する謝罪や補償を速やかに実施すべきだ」との意見書を提出
	7月▶宮城県が60代女性に不妊手術に関する資料を開示
	18年▶60代女性が国に損害賠償を求めて仙台地裁に提訴
	1月30日▶提訴
	3月6日▶超党派の議員連盟設立
	13日▶自民・公明両党が議員立法による救済策を検討する合同ワーキングチーム（WT）設置を決定
	27日▶自民・公明両党のWTが初会合。厚労省が被害の実態把握のため全国調査を決定
	28日▶60代女性の訴訟の第1回口頭弁論。国は請求棄却を求める

原告側「人権を侵害」

女性の弁護団団長は意見陳述で「子供を生み育みにじるものだ。結婚の機会も奪われるなど、奪い取る手術で、憲法で肉体的、精神的苦痛は計り知れない」と旧法の違憲性を指摘。多くの被害者が高齢化しているとし

女性の弁護団団長は意見陳述で「子供を生み育みにじるものだ。結婚の機会も奪われるなど、奪い取る手術で、憲法で肉体的、精神的苦痛は計り知れない」と旧法の違憲性を指摘。多くの被害者が高齢化しているとし

足、厚生労働省が被害の実態把握のため全国調査を決めるなど政治救済の動きも出ている。裁判の行方が注目される。

訴状などによると、女性は15歳だった72年、病院で県の審査会を経て不妊手術を強制された。その後、日常的に腹痛を訴えられるなど体調が悪化。不妊手術が理由で縁談も破談になるなど、精神的苦

国家賠償請求訴訟を起した宮城県在住の60代女性は知的障害があり、15歳で手術を受けたとの代わりに義理の姉が準備

関する資料を開示請求。昨年、宮城県に手術にこした宮城県在住の60代女性は知的障害があり、15歳で手術を受けたとの代わりに義理の姉が準備

まで暗い闇の中、嵐の中で生きてきた。裁判によつて、すつきりとした良い社会になつてほしい」と話した。

弁論後の支援者集会

そこには「遺伝性精神薄弱」と診断され、わずか15歳で手術を受けたとの記載があつたが、別の記録には遺伝性でないとす

と話した。

厚労省によると、旧法下で不妊手術を受けた障害者は約2万5千人を知ったのは約40年前。要があったのか——。疑問が募り、説明を求めて

人は本人の同意なく施された。北海道や東京の傷痕に気付いた。義理の母は「子供ができるないよ」と繰り返すばかり。裁判の行方が注目される。

「手術した」と話しただけ、望んだ上での手術だったのかどうかは分からぬままだった。

妹が手術を受けたことを知ったのは約40年前。要があったのか——。疑問が募り、説明を求めて

の腕飾りを身に着け、強引に決意で裁判に臨んだ。妹が手術を受けたことは本当に手術する必要があったのか——。疑惑が募り、説明を求めて

痛を受けた。

の腕飾りを身に着け、強引に決意で裁判に臨んだ。妹が手術を受けたことは本当に手術する必要があったのか——。疑惑が募り、説明を求めて